

## 医師国保組合からお知らせ

# 国民健康保険被保険者証の廃止（新規発行の終了）について

### 保険証の廃止

法令の改正により、令和6年12月2日以降、従来の保険証は新規発行ができなくなり、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みにかわります。

### 現行の保険証について

現在お手元にある有効な保険証は、法令の経過措置により廃止日以降も記載のある有効期限（**令和7年9月30日**）まで使用できます。

- ※1. 被保険者資格を喪失した場合や券面記載事項を変更した場合は使用できなくなります。
- ※2. 一部の方は有効期限が異なる場合があります。

### 保険証廃止後（有効期限が切れた後）の対応について

医療機関を受診するときは、原則マイナ保険証で受診していただくこととなります。そのため、マイナ保険証をもっている方には「**資格情報のお知らせ**」を、マイナンバーカードの保有者で保険証利用登録をしていない方やマイナンバーカードをお持ちでない方には、有効期限を迎える前に、従来の保険証にかわるものとして「**資格確認書**」を交付する予定です。

- ※1. 資格情報のお知らせ（様式：A4サイズを予定）は新規取得時や負担割合の変更時（70歳以上の方）に交付するもので、**資格情報のお知らせのみでは医療機関の受診はできません。**
- ※2. 資格確認書（様式：現行の保険証サイズのカード型を予定）の有効期限は70歳未満の方は3年（初回は令和10年7月31日まで）、70歳以上の方は1年（初回は令和7年7月31日まで）です。
- ※3. 保険証廃止後のスケジュールにつきましては、**別表1**をご参照ください。

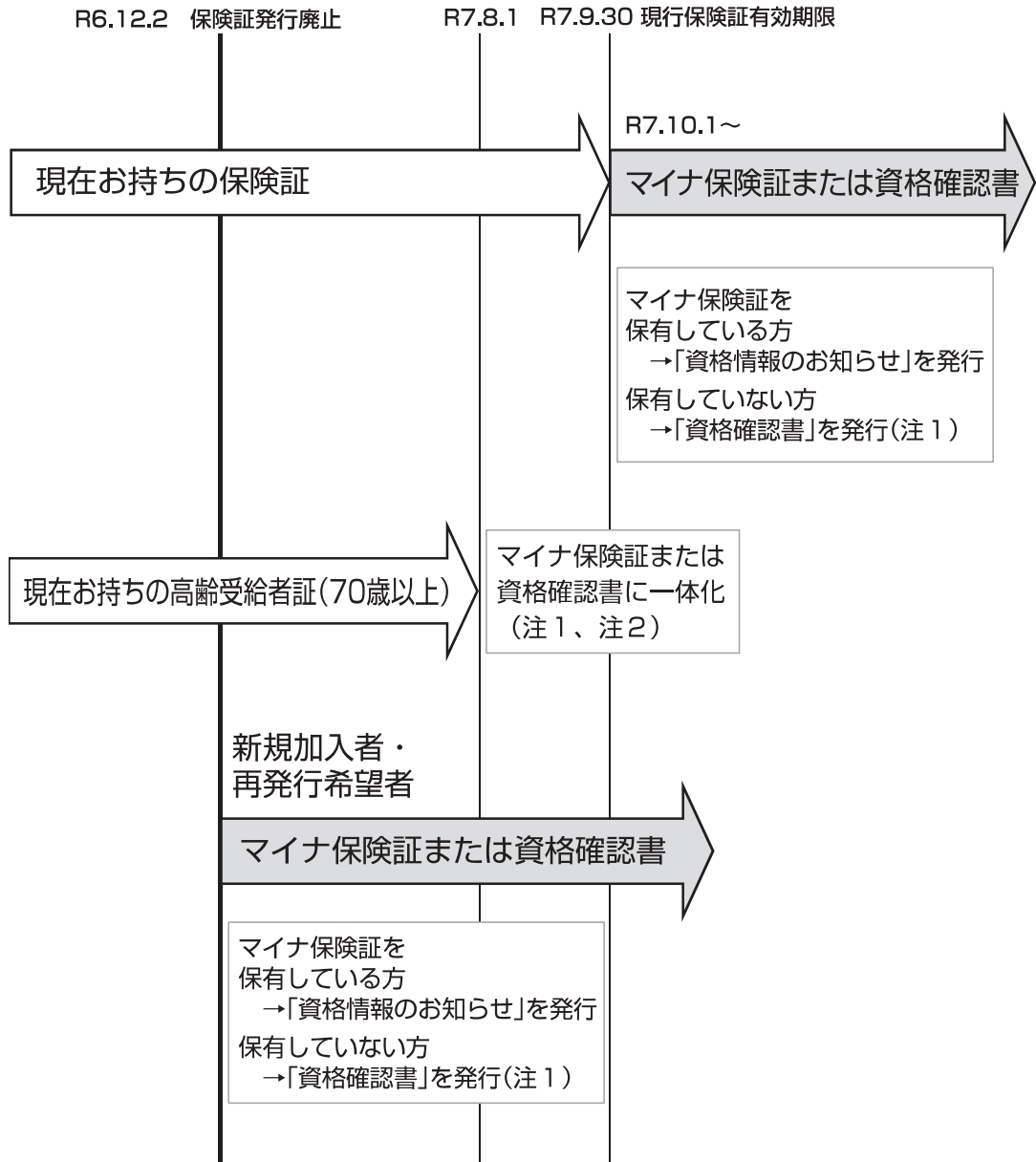
### 高齢受給者証について

70歳から74歳の方には高齢受給者証を発行していますが、令和6年12月2日以降は保険証と同様に新規発行ができなくなり、マイナ保険証または資格確認書と一体化されます。

現在お手元にある有効な高齢受給者証は、法令の経過措置により廃止日以降も受給者証に記載のある有効期限（**令和7年7月31日**）まで使用できます。

- ※1. 自己負担割合が記載された高齢受給者証が廃止されることから、保険証を提示するだけでは受診いただけません。令和7年8月1日以降受診される際は、マイナ保険証または資格確認書での受診をお願いいたします（詳しくは、**別表1**をご参照ください）。
- ※2. 一部の方は有効期限が異なる場合があります。

別表 1



注 1 : 資格確認書の有効期限は70歳未満の方は3年(初回は令和10年7月31日まで)、70歳以上の方は1年(初回は令和7年7月31日まで)です。

注 2 : 自己負担割合が記載された高齢受給者証が廃止されることから、保険証を提示するだけでは受診いただけません。令和7年8月1日以降受診される際は、マイナ保険証または資格確認書での受診をお願いいたします。